

# 橿田川の放置船舶・棧橋を強制的に撤去します

## ～ 簡易代執行の実施 ～

松阪市魚見町地先及び松阪市東久保町地先の橿田川左岸に放置された、所有者不明の船舶1隻と棧橋1基を、河川法第75条第3項に基づき強制撤去(簡易代執行)します。

- 橿田川にある所有者不明船舶等に対し、これまで看板の設置などにより撤去するよう指導を続けてきましたが、未だ是正されない状況にあります。
- このため、所有者不明の船舶1隻及び棧橋1基に対して、河川法第75条第3項の監督処分(簡易撤去命令)を令和4年11月8日に公告しましたが、令和4年12月8日の除却期限を経過しても撤去されないままとなっております。
- 今般、強制的に撤去を行い、その作業を公開します。

※所有者判明の船舶に対しては、今後の状況に応じて、撤去又は適正な係留場所へ係留するよう指導をしていきます。

### 1. 公開の日時等:

- ①実施日時 令和4年12月16日(金)9時10分～(天候等により延期になる場合があります)
- ②実施場所 松阪市魚見町地先(別添:位置図 参照)
- ③対象物件 所有者不明船舶1隻

### 2. 解 禁 指 定: 令和4年12月16日(金)9時10分

- 3. 報 道 取 材: ○現地取材は、安全管理上、作業区域への立ち入りを制限させていただきますので、当日の取材、撮影場所については職員の誘導に従っていただくようご協力お願いします。(現場は足場が荒れていますので、長靴等の着用を推奨します)
- 当日の実施延期等変更の場合がありますので、現地取材希望の方は、別紙「取材登録書」を、12/14(水)までに下記問い合わせ先までFAX又はメール願います。
- 取材中は所属報道機関名が判る腕章等の着用をお願いします。
- 作業を安全かつ速やかに進めるため、広報担当職員以外の職員や請負業者作業員への取材はご遠慮ください。

### 4. 配 布 先: 三重県政記者クラブ、三重県第二県政記者クラブ、津市政記者クラブ、松阪記者クラブ

### 5. 問い合わせ先: 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

河川占用調整課長 佐野 正俊 (さの まさとし)

保全対策官 小玉 有一 (こだま ゆういち)

TEL: 059-229-2218(河川占用調整課)

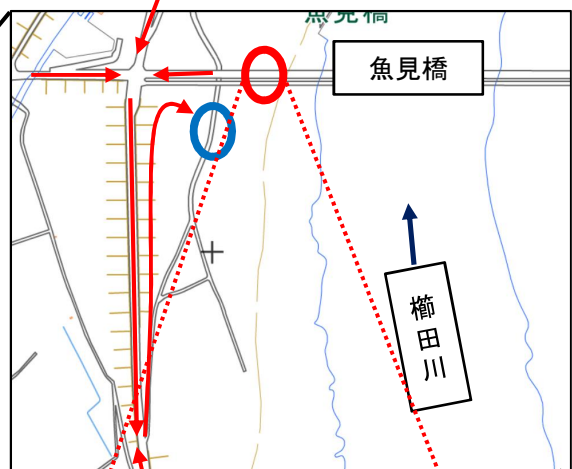
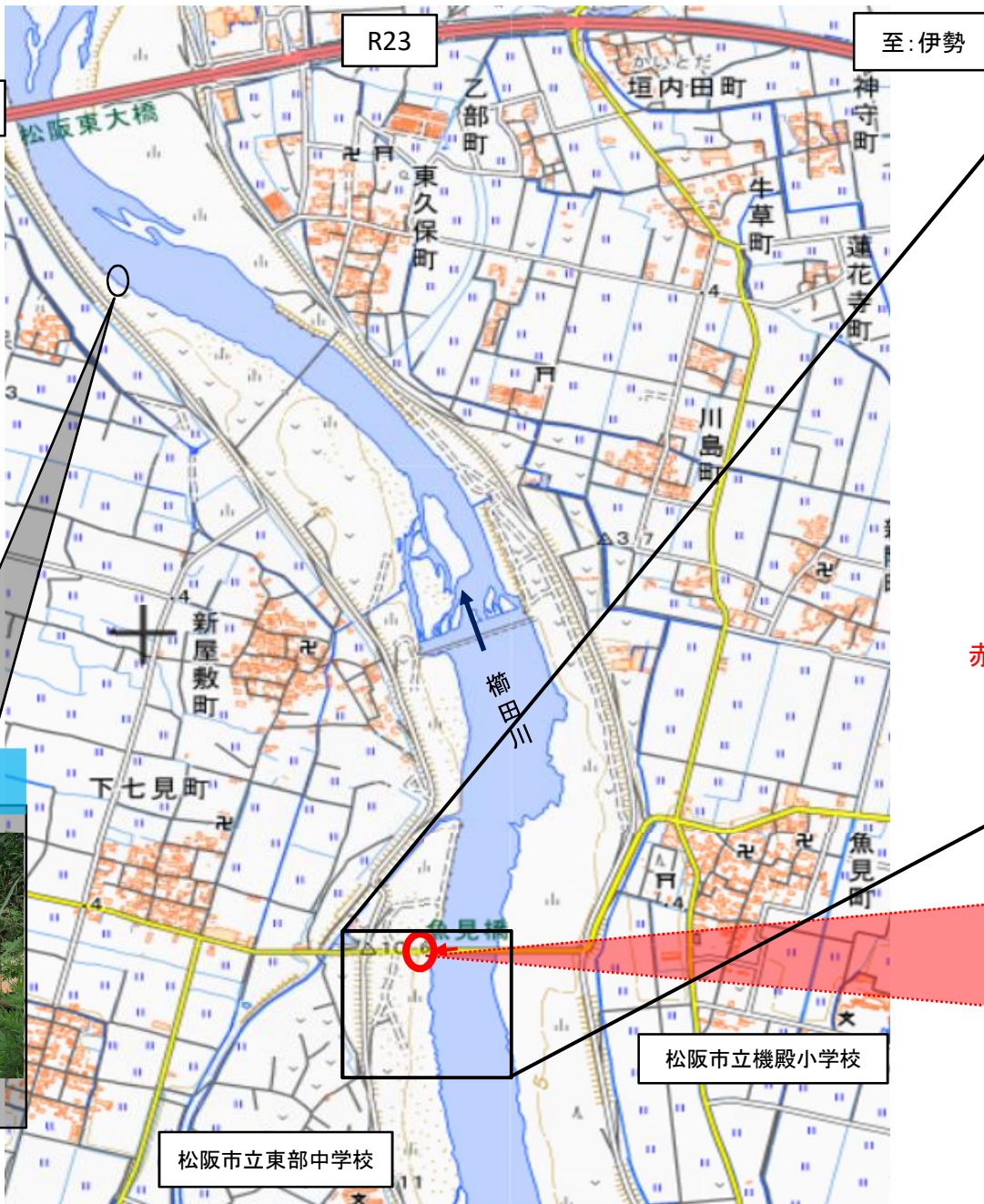
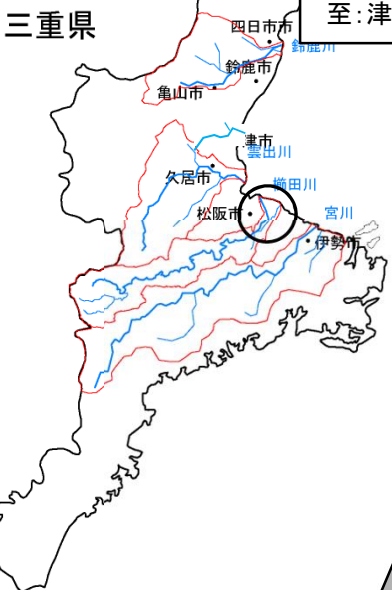
FAX: 059-229-2231

メール: [cbr-ir-mika5@mlit.go.jp](mailto:cbr-ir-mika5@mlit.go.jp)

# 位置図

別添

## 位置図



撤去対象栈橋: (非公開)



撤去対象船舶: 魚見橋の真下 (公開)



# 取 材 登 録 書

所属社名	
氏 名	
連絡先【TEL】	

送付先 三重河川国道事務所 河川占用調整課

FAX: 059-229-2231

12月14日(水)17:00までにお願ひします